

第2回太子町保健福祉審議会会議録

1. 開催日時 平成26年12月18日(木) 13時30分～15時10分
2. 開催場所 役場庁舎委員会室
3. 審議事項 ①太子町障害福祉計画(第4期)
②太子町老人福祉計画(第7次)及び第6期介護保険事業計画
4. 出席委員 嵯峨山敏委員 龍田孝夫委員 斧淵利雄委員 福田幸代委員
廣岡平和委員 天野博之委員 廣橋吉三委員 三木玲子委員
上森俊正委員 稗田ゆかり委員
5. 欠席委員 竹本敏子委員
6. 事務局 井手俊郎生活福祉部長 栗岡正則副課長
7. 説明員 井上仁社会福祉課長 古林淳子係長 高嶋朋愛主事
木村和義さわやか健康課長 杉原勝由副課長 栗岡佳代係長
8. 説明補助員 俣ぎょうせい 1名
9. 傍聴者 なし
10. 審議経過及び結果 以下のとおり

【審議経過】

1. 開会
会議録署名委員に福田委員と天野委員を指名。
2. 諮問
3. 議題
①太子町障害福祉計画(第4期)について

〈事務局より説明〉

○広橋会長

太子町障害福祉計画の第 3 期の資料をよく読んでくるようにという通達がまいりました。この中には、太子町障害者計画第 2 期と障害福祉計画第 3 期と二つ入っていて、障害福祉計画の第 3 期には、第 2 期の、つまり前期の実績に対する評価が書かれているんですが、今回の場合にはそういうものが全然ないんですけれども、これはどういうことでしょうか。

○説明員

この度審議いただく 4 期の計画は、実際には 1 期、2 期、3 期と前段にあったわけなんですけれども、障害福祉計画については 3 年サイクル、それから障害者計画は 6 年サイクル、6 年サイクルの計画の方が大きい計画というか、その実施計画が今回の計画の 3 年サイクルの部分になるわけなんですけれども、藤色の冊子の部分につきましては 6 年に 1 回、課題とあわせてアンケート調査、ニーズ調査ですね、を踏まえて計画をつくると。

今回の部分については 6 年のうちの後ろの計画の 3 年分ということで、前段の 3 年に対して伸び率等を再修正する、現状に近いものに合わせて目標数値をつくるということで、この数値を持って予算要求を図るというふうに考えておりまして、一応、実績等はこの計画には直接載せてごさいませんが、こういう参考資料をお配りしまして、これをもとにつくっていますという意味でお示ししております。

現実には計画に載せませんけれども、実績値はちゃんと見て考えてますよということで、お考えいただければと思っております。

○広橋会長

それは理解できるんですけれども、私どもはそういうものについての資料を持っていないものですから、どういう経過でこういう風になっているかということの理解に苦しまわけます。

それと、今日、22 年から 26 年の実績値という補足資料が配られていますが、今回の計画の 10 ページの修正に加えられた。それを確認すると噛み合っていないでしょう。例えば一番上の居宅介護や重度訪問介護、同行援護、重度障害者包括支援とか、こういうところの時間と今までの実績とが同じように記載してあると理解しやすいんですが説明をお聞きしても、なかなか理解しにくいと感じました。

○説明員

10 ページの部分と、参考資料でお配りした資料との比較した見方なんですけれども、参考資料は年間時間でございます。居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、この部分の合計を時間で示すとなっておりますので、この合計時間を月平均の形で、白い部分には年間で書いてございます。参考資料の白い部分ですね。これは年間の 22 から 25 までには年間分、26 の 3 月から 10 月分について 8 カ月分の合計、延べでございます。

その下の網掛けの部分については、それを月間の平均に直したものです。

○広橋会長

分かりました。

○説明員

表の作り方がよくなかったかなと思いますが、そういう風にご覧いただければと思っています。

○上森委員

このような計画は良い悪いは別にして、壮大な計画ですばらしいんですが、それを本当に3年先とか6年サイクルで達成していけるんでしょうか。実際問題、介護事業を担っていける人々、有資格者をどうやって育てていくのか。そういった問題も気になる点ではあります。

サービスを提供できる人は本当に揃うのか、あるいは体制作りがしっかりとできるのだろうか。これは資料を見ても分かるんですけども。町がやるべき事業、町が直接関係する事業、例えば社会福祉協議会などもそうですし、一般的に事業を展開している事業所、さまざまなところにこのサービスを提供してもらう。

今日いただいた資料の中にも協力いただいている事業所名が記載されていますが、これらの事業所の協力のもとで町が発展していつているのかなと思います。そういった体制の構図というか、図示でもあれば、町はこういう計画を立ててここをお願いしているとか、ここに指示を出しているとか評価するシステムはこういう風に作っているということも含めまして、そういうものがあれば、もう少し理解がしやすいんじゃないかなと感じております。

数字とかその辺りは本当に達成できるのかなと疑問を持ちながらも、壮大な計画で、これを組織的に動かしていくにはかなり大変なことだなと。財政的なことは利用者の負担金の問題もありますけれど、この表をもとに町としての財政を予算化するという考えが見えてこないんです。町財政もかなり厳しいのではないかとと思われるので、財政的な面で少し心配があります。

もう1点具体的にお聞きしたいのが、成年後見制度についてです。

町民の後見制度の話も出ましたが、制度そのものは僕は良いと思っていますが、そんなに頻発してはないですが、後見人の方とご本人のトラブルという話を耳に挟んだりすることがあります。

町がやってる事業ではないんですが一般的な後見制度の中で、なかなか難しい問題があるんだなと思っていたので、町が障害者関係の後見人制度について相談にのるという位置づけでよろしいんでしょうか。そういったことでの後見人制度というのは、身内であれば大きな問題はないんでしょうけれども、第三者が入っていく場合に保障のシステムはどうなるんだろうかということをお聞きしたいです。

○説明員

こういった形でのサービス提供ということで、触れるのを忘れていましたが、参考にお配りしております資料の 3 枚目と 4 枚目に、太子町の障害者のご利用になられております主な事業所について、事業所名を記載してお配りしております。

計画書には具体的にこの事業所名に触れるわけにはいきませんので、参考の資料という形でお配りさせていただきましたが、各サービスの項目ごとに利用になられている事業所を太字でアンダーラインを引いているのが太子町社会福祉協議会などいろいろあるわけなんですけれども、見ていただければ、お分かりになるかと思うんですが、姫路なり、近隣市町からのサービス提供という形が多いというのが現状でございます。

一番最後のページが児童なんですけれども、これも近年にできた事業所でございまして、25 年から放課後等デイサービスの利用日数などが一気に増えているのは、町内に事業所ができれば利用者も増える、これだけ待ち望んでおられるんだな、近くにあれば一番いいんだなというのが一目瞭然かと思っております。そういった意味で、いろんなサービスにつきましても、町内に、近くに事業所ができればなという風に考えています。

上森さんがおっしゃったトラブルに関してですが、身内でない方が後見人に就かれたときのトラブルのことをおっしゃっているのでしょうか。

○上森委員

職業後見人が成年後見人に就任したケースの話で意思疎通や感情のもつれといったような、気になることがありまして。

○説明員

12 ページに記載している成年後見制度利用支援事業というのがありますが、こちらは説明書きさせていただいているとおり、本人や家族が成年後見制度利用の手続きをできない場合に町が補助をしている制度になります。現在町が実施している事業は障害者と高齢者それぞれあり、市町村長申し立てをさせていただく形になりますので、町長名で裁判所に申し立てを行います。

先ほど上森さんからおっしゃっていただいたように、意思疎通であるとか感情のもつれであるとか一言で言うと個人同士のトラブルに対して、町は関与がしにくいというのが現状になっています。資料にもあるとおり、サービスを利用される方が増え、自分たちの力で生活をしていきたいという、時代の動きの中で、14 ページのその他に書かせていただいているように、行政としてもできる限り権利擁護を支援していきたいという考えがあります。

その一つが、西播磨圏域の 4 市 3 町で協力・連携して設立する西播磨成年後見支援センターです。現在 2 カ月に 1 回程度、4 市 3 町で集まり、センター立ち上げに向けて話し合いを進めています。28 年度中の設立はほぼ間違いない状態にありまして、このセンターでは、成年後見制度利用支援事業の補助であるとか、実際申し立てられた方にトラブルが起こったときに相談を受けられるような体制をつくることを目的としています。

また、専門職の方の後見事業だけではなくて、市民後見人さんに後見事業をしていた

だきたいということで、この成年後見支援センターというのはそちらをメインに考えております。

後見を必要とされる方というのは、どういった状況で、何を必要としているかが個々に違いますので、その方に適切な後見人をつけていく必要があります。市民後見人さんがいいのか、専門職の方がいいのかというのも踏まえて、それを総合的に判断できる機関としても、包括的に権利擁護をしていくセンターとしての事業展開を考えています。

民生委員さんや自治会長さん、行政の退職者を中心に考えており、一般の方に講座を受けていただいております。お力添えをいただく制度です。

○稗田委員

この計画は利用者が増えていくことを前提に考えていらっしゃると思うんですけども、何か増やすための計画はあるんでしょうか。移動支援のサービスを受けるにしても、福祉会館で相談するにしても、男性職員がいなかったり、ちょっと利用しづらいことがいっぱいあって、他と比べると太子町は、施設がないし、遅れているなど感じるんです。

グループホームについては、計画されてるみたいなんですけど、その前の段階として、兵庫県には唯一チャレンジホームを推進する制度があって、その制度がすごくいい制度だと思ってまして、すぐにグループホームに入るのではなく、少し練習してから入るようになるんです。そのことに関して書かれていないので、グループホームに行く前にチャレンジホームを利用できるように検討していただけないでしょうか。

○説明員

男性の方が少ないというのは福祉会館に相談に行っていたということですか。移動支援のサービスを受けるのに男性が少ないということですか。

○稗田委員

後者です。

○説明員

資料にもありますとおり町内に施設や事業所が少なく、必要なときに必要なものを受けられる状態にないというのが、太子町の現状ではあります。そこは整備していく必要があると考えているんですが、27年度から相談支援に基づくサービス利用計画がないとサービスの支給が受けられないということが制度上決まっております、太子町に相談支援事業者が2カ所ありますので、そちらにご相談いただきたいというのが一つの提案でございます。

近年、数値が増えてきているというのは相談支援が始まったことが大いに影響をしまして、今まで太子町にないから受けられないという方が多かった現状にありますし、私たちも事業所に関するお問い合わせに対してどこもいっぱいですねというのがほとんどだったのが、相談支援という形で専門職の方に入っていただくことで、やっと受けていただけるものを受けていただきやすいように事業が進んでいるのかなというふうに感じているところです。現在は、移動支援も男性の職員がかなり増えていきますので、ぜひま

たご利用いただければと思います。

チャレンジホームのことなんですけれども、このあたりでしたら、相生市がされているかと思うんですが、4市3町で聞いても、あまり進んでいないということを聞いてますので、なかなか難しい事業ではあると考えています。ただ、ご要望をいただきましたら検討も可能だと思いますし、町内でグループホームの整備を検討していくという話をさせていただきましたが、グループホームが建つのとチャレンジホーム制度を始動させるのは今からだと同時期になってしまうと思います。

その代替案として、グループホームの体験利用や自立訓練などの利用がかなり増えてきています。まず体験していただいて、グループホームに移行していただくことを検討していただきたいと思います。

○斧淵委員

確認をさせていただきます。

成年後見支援センターですけれども、高齢者と障害者両方を対象とすると考えてよろしいですか。

それから、8ページの施設入所者数の表なんですけれども、現在54人で、29年は51人となっているんですが、10ページの施設入所支援は29年が56人となっているのは、見方が違うんでしょうか。

○説明員

後見については、対象は高齢者と障害者と両方になります。

サービス量の見込みなんですけれども、26年度は54人としており、27、28、29年と施設入所支援の方では増えているのではないかとご質問ですが、8ページあるいは10ページの26年度の数値ですけれども、これは固定の人が同じ54人ということで、27、28、29につきましては、逆に対象者が増えていると膨らんでいるというふうにお考えいただければと思っております。

○斧淵委員

目標で地域生活移行5人と施設利用減少者2人というのはどういうことでしょうか。

○説明員

表現の仕方を考慮して、考えたいと思います。

○三木委員

すばらしい計画で、これから年寄りが増えていく現状にあって、そのうち一人暮らしの方も増えると思うんですけど、この計画通りにいくのかなという不安を感じます。これだけではすごく不安な感じで、本当にそういうふうやっていけるんだろうかという不安があるんですね。具体的な話はないんでしょうか。

○説明員

生活介護の例から言いますと、今ご利用いただいている方の実績を基につくっております。逆に言えばこの数値は現実に近い数値でございます。身近に、実際に介護受けた

い方がたくさんいらっしゃるんだということでございますので、実感がないということ
は非常に幸せなことではないかと思うわけでございます。

②太子町老人福祉計画（第7次）及び第6期介護保険事業計画（案）について

○廣橋会長

引き続いて、前回9月25日に検討をさせていただきましたが、第7次老人福祉計画
及び第6期介護保険計画についての、審議に入らせていただきたいと思います。9月
25日の審議には、非常に私共も資料がなかなか理解しにくい面もありまして、質問等
は出なかったわけですが、今日は資料も十分整備されまして、皆さん方のほうへ前も
って配布されておりますので、十分ご覧いただけたかと思います。今日また審議のあ
り方として、課長には前の方へ出てきていただいて、皆さん方に十分分かるように質
問には応じたいということで、席を課長には説明者として前へ来ていただいております。
皆さん方の方へは、やすらぎ太子町ひまわりプラン2015という資料が渡っている
かとは思いますが、それとまた配付されるます資料を基にしまして今日の審議に入ら
せていただきたいと思います。それでは今日説明していただけますのは、木村課長と
杉原副課長、栗岡係長に説明をお願いすることにしております。それから今日は俵ぎ
ょうせいの野村課長、西山研究員にも出席を求めています。どうぞよろしくお願い
をいたします。それでは再開いたします。議案2、老人福祉計画（第7次）、第6期
介護保険事業計画（案）についての説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〈説明員により資料説明〉

○廣橋会長

ありがとうございました。委員の皆さん方には、整備された資料が事前配布されてお
りますので、十分目を通してお越しになってきていると思います。いま詳しく課長そして係
長のほうからご説明をいただきましたが、いまありました説明の内容で何かここが聞きた
いということがありましたら、遠慮なくご質問ください。

○龍田委員

38 ページの高齢者人口と要介護の将来推計のことについてお伺いしたいんですけども、
確かに37年度は高齢化率がだいたい25.6になる予想になるんですけども、これだけ介護
予防に力を入れてるのであれば、下の要介護認定者の推計がかなり右肩上がりになってる
んですけども、これだけ介護予防に重点をおいてるのであれば、そんなにも要介護者が増
えないんじゃないかという個人的な考えなんですけども、そこら辺はどうお考えなんでし
ょうか。

○説明員

仰ることは分かるんですけども、いまこの推計値でいきますと、人口の伸びそれから高齢者の数からの想定でございます。それをそのまま推計するとこの数になるということで、ここにならないようにこの介護計画によって抑えていこうしているというところで、これはあくまでもいまのままやっているとこうなるよということでご理解願いたいと思います。だからこれをできるだけ抑えていこうと、ですからその抑えた結果がどこまで落ちるかというのは まだ分かりませんが、ということの見方をしていただければなということ。

○説明補助員

梶ぎょうせいの西山です。いま委員がご指摘の部分、ごもつものとおりにんですが、実はですねその介護予防という概念は、平成 18 年の改正のときから入ってきて、国の方でもその介護予防の概念、施策効果をいれた見込みをなさいということですが、その間介護予防の効果がどれだけあったか、実はその推計というのは難しんですね。介護予防があったからこれだけ減ったという部分で、どうしてもそうすると、いまの状態、いまでも介護予防に取り組んでますので、いまの状態ですって、いま課長からご説明がありましたように、いまの状態ですとこの数になる。更にやはり介護予防を進めていく必要がある。でも一方でかなり上のグラフを見ていただくと 後期高齢者がかなり増えまして、特に後期高齢者の中で 80 歳以上になると、かなり認定率っていうのは非常に上がってきますんで、そういった面でどうしてもやはりこれに近い数字、介護予防してもこれに近い数字になるのかなというのは見込んでます。また一方でこれより上にしないというのは一つの大きな目標に掲げていく必要があるかと思います。

○上森委員

資料はですね、中身はもうせなアカンことばっかりやし、どれ一つこれは無駄なものはないと思うんですね。ただ、先程説明がありましたけども、いわゆる地域包括システムというんですかね、そういったところに依拠するというか、頼らないかん部分というのは大きいと思うんですね。で、そのときにいわゆる地域包括システムっていうんですか体制というのは、どういうふうに構築されていこうと準備されとんか、で、私らあっちこっちの自治会の様子なんか聞きますと、なかなか役員に成り手がいないと、少なくなっていくよと。この資料にも出てきますけど、高齢化がかなり進んでいってると、定年退職されたぐらいの若くてまだ地域にどんどん入っていただいて活動して欲しい人達っていうの、或いは定年を目前にしたような若い方ですね 50 歳くらいから 60 くらいまでの人でしょうか、そういう人達がやっぱり地域になかなか出てこようとしないというか、避けているというたらちょっと語弊があるんですけども、そういうふうな風潮があつて、かなり意識改革しないと地域包括システムに対しての理解っていうんか協力というのが得にくい状態がやっぱりいま進んでるんじゃないかと思うのと、そういう教育といったらおかしいですけども、皆さんに意識変革を持てたらうと。いうなことを一生懸命や

らないとなかなかそれが地域包括的な体制作りっていうのは難しいと思うんで、どういう風に考えておられるのかなという素直な疑問です。それからですねもう一点ついでに申し上げておきますけども、いわゆるこのシステムを任していくのに、判断すべき人っていうんですかね、いわゆるケアマネさんなんかはかなり重要な位置を占める、その人の判断によって随分変わると思うんですけど。そういう風ないわゆる資格を持った専門職といわれる方々のスキルアップですね、このスキルアップのシステムをどう考えてはるのかな、何年に一回くらいスキルアップやっていくんだろうか。一年に一回なのか、数年に一回なのか。例えば私も国家資格を持っておりますなかで、5年に一回は必ず講習を受けて、その講習を受けないと資格を剥奪するという、そういった厳しい面も経験しとんですけども、そういう風なことでいわゆる質の高い、レベルの高い専門職をいかに育てるのか、それはケアマネだけではなくて、それに携わる従業員、有資格ではないけどもそういう事業に携わる人々、いう人達のスキルアップってどういう風に計画されとんかなとちょっと思いましたんでお聞かせ願えたらと思います。

○説明員

まず最初に仰っていただきました、退職をされて間もない方の地域への溶け込みと申しますか、地域に戻っていただくため、そういった方が本当に高齢者が高齢者を支えるという本当に若い高齢者 60 歳、65 歳それまでの方が上の方を支えていただかないととても足りなくなってきてですね、厚労省の研修会がありまして、「いままでの介護予防のやり方は非常に失敗でした」と仰っていました。「それが何の効果も生みださなかった」という風に仰ってました。その中で本当に地域で支え合っていないと、地域で見守っていただかないと、その人一人が追っかけるわけにも、ケアマネにしてもその人一人をずっと見守るわけにはなかなか難しい状態になっている。じゃあ地域の方はどうだろうかというところ、地域の方って本当によくご存知なんですね。本当に「あの人が今日調子悪いからなんか病院行っとうらしいで」とかいうようなことから、見守りを続ける。それで元気なうちに段々とどうしても体調が悪くなったり、支援が必要になったりとか、介護になったとしてもその場でその方を、じゃあ調子が悪くなったからデイサービスに連れて行きましょう、どこか施設に入れましょうではなくて、その方がそこにいらっしゃってその支援をその方のところに持っていくというような体制を変えないといけないということを仰ってました。そのためにまず若い高齢者の方といいますのは、ただ「ボランティアしてください」といってもなかなかその基盤ができてませんので、私どもが考えておりますのは、ボランティアでありながら有償のボランティア。少しでもお金というところで 自分の特技でありますとか今まで経験上持っておられるスキルをですね、シルバー人材センターに登録していただくことによって、有償としたお仕事に変えていただいてですね、それが地域ではなかなか馴染めなくても、私これできるよ、これだったらできるよ、お手伝いできるよ、おしゃべりはしたくないけどもこういったことできるよ、というところを、時間単位でシルバー人材センターのほうでもかなり登録してくださってますので、そういったとこ

ろに、うちの方が高齢者向きの介護に必要な部分の研修機関を設けましてそれを受講していただくことによって、レベル的に、全く無知な状態で行っていただくのではなくて、ある程度の勉強をしていただいた方に、シルバー人材センターとかに登録していただきます。その方が必要なものっていうのをマッチングをする者が、今度こちらの地域包括支援センターの中でコーディネーターとして配置をし、その方が必要な支援っていうのと、窓口で判定をするのは地域包括支援センターの方が、こういった方が支援が必要で、介護が必要かっていう選り分けは、地域包括支援センターの職員がしますので、そういったときにこの支援の方に対しては、こういったことがマッチングしていけば、より効果があるかというところを合わせる、そういったのに登録と必要な方とマッチングするというようなシステムを考えていこうと思っています。ですから趣味の世界だったら皆さんとお友達になりたいな、今まで仕事ばかりだったけれどもこれからはそっちのほうに行きたいな、登録していただきますとそこで何かしていただけるようなものをご自身で生み出していただく。こっちからしてくださいっていうんではなくて、何かこれだったらできるよというものを登録していただく場所を作りながらそこで提示していただいたものとマッチングしていくようなシステムで、何とかお若い方に出て来ていただけないかな、それと自治会にお願いしたいのは、お祭りとかがあるといんですけども、壮年部というような65歳になるまでに地域に何らかの関わりを持つようなそういったシステムをどんどん作っていただけたら、入れ込み易いんだと思うんですけども、なかなか全てのところにそういった機会ってないので、そうなりますと先程申し上げたように、少しの対価を得るということで貢献していただけるような、それがひいては自分の介護予防にもなって、それを高齢の方に、お若い方が行っても、例えば若い女性のヘルパーが行きます、そしたらしてもらったらいいわですけども、70、80のハツラツとした方がじゃあこれしてみようよみたいな形でその方の所へ行っていただくとですね、もう少し刺激をされる部分というのが、何か出てこないかなあと思ったりもするんです。ですからそういった形ではある程度は考えておりますが、なかなか運営といいますか、ノウハウっていうのがないんですけども、また委員さんのほうからですねお知恵を拝借できればと思っております。あとケアマネの資質向上ですけども、現在地域包括支援センターの方に主任ケアマネという者がおりますので、その者が中心となりまして、支援会議、ケース会議といったもの、困難事例を持ち寄りまして、太子町内のケアマネに寄っていただきまして、スキルアップの研修会をしております。国の方でも何年かに一回の資質向上のあれはありますね。

○説明員

すみません、引き続きまして平成12年に介護保険がスタートした時点におきましては、看護職の方がケアマネージャーを取得されるという医療系からケアマネージャーっていうのが多かったんですが、年々福祉系、ヘルパー等からのですねケアマネージャーを取得される方が多くなったという現状がございます。で、いま問題となっております在宅医療介護連携というところでございますが、医療のことについて、段々福祉系の方が多くなって

おられますんで、「医療のことはちょっと分かんない」ということが多くございます。医師会を中心として、歯科医師会の先生方、それから薬剤師さん等含めまして、ケアマネジャー、専門職が集まりましてケース検討会を含めて、いろんな勉強会をしております。それが非常に有効であるというかスキルアップに繋がってるのではないかなあという風に思っております。以上です。

○上森委員

家に居られるケースが、結構居られると思うんですね。看護師として病院に戻って欲しいという動きも病院のほうからも働きかけもあるみたいですけども、行政としてい言われるケアマネとかそういったところに看護師としての、医者じゃないけどもそういう知識を持った人が入ってくるというのは、かなり強みだし素晴らしい組織作りの一要因になるというか、助けてもらえるんじゃないかなと思ったりもするんですけど、そういった人達を探す努力というんかチェックするというんか、これはなかなか至難の業やろう思うんですけども、そういう公募をかけるとかね、いうなこともされたいかがかなと思ったりもしますけどね。

○説明員

いまの補足します。一応介護のいわゆる行政の職員としましては、今現在役場のさわか健康課における職員で十分足りてるかというところも足りておりません。で、国のほうもこの計画に合わせまして、専門員とかそういったまた別の職種の者を配置しなさいというのは、これはまた法のほうでも定められておりまして、その職員を今後募集していくというのは、既に総務課のほうにも職員のその配置についてはお願いしております。で、それ以外にですね、いわゆる行政職員としてではないですけども、ボランティアとかそういった者でも資格を持ってお手伝いしていただける方があるのであれば、これからのこの計画を練りながらの中で、十分そこに配置する必要が出てくれば、公募をかけるなり、またそういったものを具体的にまた検討はしていきたいなと考えております。

○廣橋会長

よろしいですか。だいぶ時間も経ってきてるんですが、まだまだいろいろと質問、ご意見があろうかと思いますが、皆さん方のほうへ「介護保険料の見込みについて」資料2ということで、回収資料なんですけれども手元に渡っていると思います。この件について課長のほうから説明をいただきたいと思うんです。

○説明員

そうしましたら、介護保険料につきまして当然この計画に基づきまして議論していただくことが必要になってこようかと思えます。本日机上に配らせていただいておりますその資料について説明をさせていただきます。

(説明員 資料説明)

○廣橋会長

いま課長のほうから、介護保険料の見込みについて、資料2を基に説明をいただきましたが、何かご質問がありましたら、言っていただいたらよろしいかと思います。

質問ありませんか。

いまあの課長から、介護保険料の見込みについて説明がありました。それから課長、副課長、また係長のほうから、「やすらぎ太子町ひまわりプラン2015」につきましても、前回の説明を基にですね、資料配布を各宅へしていただきまして、その上で今日説明をしていただきました。非常に詳細な説明であったと思いますが、介護保険料の見込みについても含めまして何か質問、ご意見ありましたら、お出しいただきたいと思います。

○上森委員

この介護保険ですね、全ての人が利用するっていう実情ではないと思うんですよね。もう大変なことになると思うんですよね、全てやったら。介護保険料を支払っている人口と、実際に介護保険を受けておられる人口の比、だいたいどれくらいなんですか。割り合っているのは。

○説明員

ざっとですけれども、8,000人強が65歳の介護保険料を納めいただいている方の人数です。それに介護保険を使われている方、これはその約15%前後の方が介護保険を使われております。あとの85%の方は保険料を納めているだけという方になるんですけれども、これは制度上の話なので、それはご理解していただくしかないというところでございます。

○説明補助員

いまのご質問に一点補足させていただきたいんですが、全体で15%程度、年齢別にみますと、65歳から75歳ぐらいまでだと5%前後、ちょっといま太子の資料を持ち合わせていないんですけれども、75歳から80歳ぐらいですと10数%、80から85歳ですと4分の1ぐらい、更に85歳以上になると2人に1人、90歳以上になるともう4人に3人とかっていう数になりますんで、全体でならしたときの数っていうふうに捉えていただければと思います。

○廣橋会長

よろしいですか。ほかにございませんか。それではもう時間がかなり、4時も過ぎておりますんで、一応本案につきましては、これで今日の審議を終わらしまして、継続審議とさせていただきますと思います。次回の時には、先程説明がありました「太子町社会福祉計画」とそれからただいま説明がありました「老人福祉計画、介護保険事業計画」、これにつきましては、次回も継続審議で審議いたしますが、審議をし尽くしたという判断になりますと、まとめの段階に進めていきたいというふうに思っております。今日は非常に長時間に渡りましたけれども、非常に慎重審議をいただきまして本当にありがとうございました。事務局のほうから何かございましたら、ご連絡お願いいたします。

○事務局

次回の審議の日程でございますが、年明けまして1月22日木曜日、今日と同じ1時半からこの部屋でと予定したいと思っております。ご都合のほういかがでございましょうか。すぐにスケジュール、お手元がない方もいらっしゃると思いますが、調整のほうお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○廣橋会長

今回は、いま井上課長がお話がありましたが、1月22日の1時半からですね。またこの二つの答申に対しましての審議を締めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。今日はこれで終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

4. 閉会

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成27年 4 月 / 日

天 野 晴之
署名委員

署名委員 福 田 幸 代